

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 【令和元年度決算】

2014年（平成26年）4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年10月から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費（社会福祉・社会保険・保健衛生）に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当させていただきましたのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **174,763** 千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 **397,851** 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引き上げ分地方消費税 （社会保障財源化 分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	3,029			300	2,489	240
児童福祉事業	253,899	156,708	4,900	39,924	47,770	4,597
生活保護事業	5,363	4,434			847	82
小 計	262,291	161,142	4,900	40,224	51,106	4,919
保健衛生事業	135,560				123,657	11,903
小 計	135,560				123,657	11,903
合 計	397,851	161,142	4,900	40,224	174,763	16,822